

宮城県栗原郡築館町・同郡若柳町・同郡栗駒町・同郡高清水町・同郡一迫町
 同郡瀬峰町・同郡鷺沢町・同郡金成町・同郡志波姫町・同郡花山村の合併

【新市の概要】

1 新市名

栗原市

2 合併の方式

栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鷺沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

3 廃置分合予定日

平成17年4月1日

4 新市の人口、面積

市町村名	住基人口(人) (H16.3.31)	国調人口(人) (H12)	面積(km ²) (H14 国土地理院)	人口密度 (人/km ²)
築館町	15,473	15,866	63.69	242.94
若柳町	14,423	14,714	52.56	274.41
栗駒町	13,861	14,164	244.36	56.72
高清水町	4,461	4,470	23.45	190.23
一迫町	9,373	9,517	87.58	107.02
瀬峰町	5,466	5,515	29.28	186.68
鷺沢町	3,174	3,218	37.23	85.25
金成町	8,261	8,334	78.45	105.30
志波姫町	7,505	7,545	30.88	243.04
花山村	1,583	1,604	158.90	9.96
栗原市	83,580	84,947	806.38	103.65

5 合併の特徴

(1) 事務所の位置

新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置(栗原郡築館町薬師一丁目7番1号)とする。

新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。

将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする。

(2) 議会議員の取り扱い

地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、30人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用し45人とする。

新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鷺沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。なお、次回の一般選挙では選挙区

を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。

(3) 農業委員会の取り扱い

10町村の農業委員会は、平成17年7月19日までは、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、新市の農業委員会として存続する。

統合後の農業委員会等に関する法律第7条の規定による農業委員会の選挙による委員の定数については40人とする。

選挙区については、当分の間農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域5人、若柳町の区域6人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域2人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域2人、鷲沢町の区域2人、金成町の区域5人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。

(4) 地方税の取り扱い

地方税について、10町村差異がないものは、現行のまま新市に引き継ぐ。10町村で差異のあるものは、次のとおりとする。

特別土地保有税については、築館町の例による。

入湯税については、栗駒町の例による。

水利地益税については、廃止する。

都市計画税については、地方税法の規定(0.3パーセント以内)により調整する。ただし、新市の都市計画が策定されるまでに限り、合併特例法第10条の規定を適用し課税免除する。

国民健康保険税については、合併特例法第10条の規定を適用し不均一課税とする。

納期については、

- ・個人町民税については、築館町の例による。
- ・固定資産税については、栗駒町の例による。
- ・軽自動車税については、築館町の例による。

(5) 地域審議会

市町村合併の特例に関する法律第5条の4に基づき、新市において合併前の10町村の区域ごとに地域審議会を設置する。

なお、地域自治組織については国の制度改正を踏まえ、さらに検討するものとする。

6 合併の経緯

H14. 8. 8	栗原地域10町村が構成町村となり栗原地域合併研究会設立
H14.10. 1	合併研究会事務局設置
H15. 2. 5	合併研究会を解散し、同日、高清水町を除く9町村で栗原地域合併推進協議会(任意協議会)を設立
H15. 3.17	9町村が宮城県知事より「合併重点支援地域」に指定
H15. 4.15	高清水町が栗原地域合併推進協議会に参加
H15. 4.21	高清水町が宮城県知事より「合併重点支援地域」に指定
H15. 6.24	栗原地域10町村議会において法定協議会設置議案可決
H15. 6.30	栗原地域合併推進協議会を解散
H15. 7. 1	栗原地域合併協議会(法定協議会)設立
H15. 8. 7	第2回合併協議会において「新設合併」とすることを確認
H15. 8.28	第3回合併協議会において「合併期日は平成17年3月14日」とすることを確認
H15.12.25	第10回合併協議会において、新市の名称を「栗原市」に決定
H16. 3.25	第16回合併協議会において、全協定項目を確認
H16. 4. 7	第17回合併協議会において、「新市建設計画」を確認
H16. 4.21	第18回協議会において、「市町村の合併に関する法律の改正があった場合には、合併の期日を平成17年4月1日とする」ことを確認
H16. 6.19	合併協定調印式

H16. 6.25	栗原地域 10 町村議会において合併関連議案を一斉審議、若柳町を除く 9 町村議会では全議案可決されたが、若柳町議会は廃置分合議案を否決
H16. 7. 7	若柳町議会が栗原地域 9 町村との合併の賛否を問う住民投票条例を可決。7 月 25 日に住民投票実施が決定
H16. 7.25	若柳町において住民投票実施。即日開票の結果合併賛成が反対を上回る
H16. 7.26	若柳町議会において合併関連議案を再審議、同町議会は廃置分合議案を含む合併関連議案を可決
H16. 8. 4	宮城県知事へ廃置分合申請書を提出

7 議員の定数について

議 員 定 数	定数特例		
現在の各町ごとの定数	築館町	18人	152人
	若柳町	18人	
	栗駒町	18人	
	高清水町	14人	
	一迫町	16人	
	瀬峰町	16人	
	鷲沢町	12人	
	金成町	16人	
	志波姫町	14人	
	花山村	10人	
特例中の定数 (新市の設置後最初に行なわれる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設ける)	築館町	7人	45人
	若柳町	7人	
	栗駒町	7人	
	高清水町	3人	
	一迫町	5人	
	瀬峰町	3人	
	鷲沢町	3人	
	金成町	4人	
	志波姫町	4人	
	花山村	2人	
特例期間後の条例定数	30人		